

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月25日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

### 奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第28条第6号中「運転者適性相談」を「安全運転相談」に改める。

別表第1会計課監査室の項の次に次のように加える。

警 務 課 企 画 室	第5条第1号から第3号までに掲げる事務、同条第4号に掲げる事務のうち定員に関する事務及び同条第6号に掲げる事務
-------------	---

### 附 則

この規則は、令和2年3月3日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、令和2年3月6日から施行する。